

# 船橋隨庵著『毛見ばなし』と春木魯石著『地方落穂集』

林保

## はじめに

船橋隨庵（傳太夫・亘）の著書中、その代表作は『古今田制通考』十卷があるが、其の他に短文であるが數十巻に及ぶ諸論文が残されている。

今回は其の中のひとつである『毛見ばなし』について、紹介することにした。隨庵（以下翁と記す）の著書を、いろいろ拾い読みしてみると、田制については中国史或いは平安時代の田制等を深く研究し、我が国の年貢のとり方については、天正十七年（一五八九）、文禄三年（一五九四）の所謂天正・文禄の太閤検地を、基本に据えて、検地・毛（檢）見の方法、年貢の割合等について比較検討している文に接することが多いことから、『毛見ばなし』を紹介することにした。

## 一 毛見ばなし（句読点・送り仮名等筆者付す）

一人一年ノ食料生ル地ヲ高一石ト云フ。此一石地ノ肥瘠ニヨツテ、広狭同ジカラズ。因ツテ上中下ヲ平均シ、堅三十間横十二間ヲ一反トス。反ハキザニテ一シキリヅツト云フワケナリ。堅三十間ハ一ヶ月ノ日数、

横十二間ハ一年ノ月数、是ヲ懸ケ合ワセテ三百六十歩ナリ。因ツテ一反五畝ニテ高一石ニ當ルモアリ。又五畝ニテ一石モアリ、二反ニテ一石モアリ、イヅレニモ一人一年ノ食料生ルル地ヲ一石ト称ス。此高一石ニ當ル一反ヨリ生ルル稻五十束、糲四石・米貳石（春減ヲ二割引）一石八斗トナル。是ヲ三百六十日二除ク一日五合ヅツ此ノ二石ノ内一石ハ公田ノ分、一石ハ私田ノ分ニ當ツ。農者公田ノ一石工肥ヲ入レ、手間ヲ懸ケ培養シ作り出スユエ、農具料肥料ヲ五斗引キ五斗ヲ税トス。私田ノ分ニ當ル米一石ト、公田税餘ノ五斗ト合セテ一石五斗ヲ農ノ私得トス。此ノ一石五斗ヲ人ニ犯シ刈ラルコトモナク収納スルハ、上ノ恩澤ナルユエ、是ニ報ルニ賦ヲ以テス。此ノ賦ハ一石五斗ノ十分ノ一ノ一斗五升ナリ。此ノ一斗五升ノ内五升ハ軍糧米（是鎌倉右大将家ノ時ヨリ始ル処委シキワケハ略ス）五升ハ土地ヲ治ル人ノ給扶持（是ハ古庄園ニ庄司ヲ置キ米等ヲ掌ラセシ時ノ遺事委シキコトハ略ス。）五升ハ村里ノ用途（是ハ村里工残シ置キ道橋普請山守樋守村役人往返入用筆墨紙料ヲ除キ、其ノ餘ヲ畜ヘ置キ凶年ノ備ニナスナリ。）然レバ、全クノ公納ハ米二石ノ内ニテハ六斗ナリ。則ニ二石ノ内六斗引キ残リ一石三斗五升、此ノ内食料ニ一石引（但人食一年ノ料ニ石ナラザレバ足ラズ。ヨツテ此ノ一石工

雜穀野菜ヲ以テ足シ農食トス。) 全ノ糶米<sup>ウリイ</sup>三斗五升ナリ。是ヲ以テ父母妻子ヲ養ヒ、家宇ノ修造ニ供ス。税米六斗ハ初穗ノ分ニテ極上米ナリ。此ノ初穗ハ、苗代ヨリ移シ植ウルニ五六本ヲ一株トス。一步六尺四方ノ中二六十株但シ地ノ肥瘠ニヨリ一步ニ貳三十株ヨリ百株餘マデナレドモ、上中下平均六十株トツモル。彼ノ初穗トナルブン、未ダ植エザルサキニ批<sup>しづな</sup>ノキザシヲ含ム。是ヲ植エレバ、ヤガテ親苗ト等シク茂リ、三四本ヨリ二十本二十四五本ニフユル。則二十本ヲ以テ平均ノ数トス。此批ヨリ出ス穗ノ糲ミナ無事ニシテ上米トナルハ、百年ニ一度ノ豊年ニテ古ヨリ至ツテ稀ナリ。ヨツテ苗代ヨリ移シタル親苗ノ穗、ミナ無事ニ熟スルヲ平年トシ、古人定則ヲ立テラレタリ。此ノ初穗ニ出ル時ノ気候悪シキカ、肥トドカザレバ糲ツヤナク丸ミナク皴フカク目方輕シ。量入リハアツテモ税トナスベキ米ハ少シ。況ンヤ次ノ批穗税米ニハ供ヘガタシ。縦令<sup>タトエ</sup>上納スルモ倉庫ヲアヅカル役人此ノ俵ヲモドシテ受ケズ。扱テ初穗ノブンニ糲百粒ノ重サ七分五厘、一升三百匁アルハ米六合マデハ出ルナリ。若シ霖雨水潦ニアヘバ、初穗ニテモ米ニ磨リテ、五合出ニハ至ラズ。ヨツテ高一石一反ト称スルハ、初穗バカリヲ以テ名ヲ設ケ、批穗ノブンハ其ノ数ニ入レズ。因ツテ収穫ノ半ヲ高ト定ルナリ。初穗ハ年貢ニ供スルヲ以ツテ俗ニ御初穗ト古ヨリ称ス。初穗ノ米壹升四百匁ヲ以ツテ平均ノ目方トス。批穗ノブンハ一升重サ貳百五六十匁、其レ以下青クダケ粂米ニ至ツテハ百五六十匁ナリ。然ルヲ今通俗ノ田法書ニ、高壹石ハ糲ニテ貳石、米壹石生ルル処トシテ、其ノ壹石ノ内五斗正税トシ、壹斗五升ヲ賦ニシテハ註(今俗ニ云フ延米口米小口米或ハ藏前入用傳馬給六

尺給ト唱ル類ノ諸掛リモノナリ。) 農ニ残ル処僅ニ三斗四五升農ノ食スル処足ラズ。又糶米ナケレバ何ヲモツテ家計ヲナシ老幼ヲ養ハンヤ。然ラバ高壹石ヨリ生ル貳石ハ糲ニアラズ。全米貳石生ル地ヲ以ツテ古入高壹石ト定タルコト能々会得スベシ。

欄外補註(古ハ白米五合ヲ以テ一日ノ食トス。今玄米五合トス。是ハ武人ノ給米ニ二斗<sup>ツ</sup>ソ平生残シ置キ軍糧米トス。因テ事アリ兵ヲ出ス時ノ兵糧ハ主家ノマカナヒナリ。今公事ニテ出役等之節常禄ノ外ニ野扶持ヲ渡スハ此ノワケナリ。委シキコトハ別ニ記ス。)

以上の文は翁の『毛見ばなし』の始めにあたる部分である。この文から翁の毛見に関する基本的な考え方とは、人間一人の一年における食料(米)の量に対する土地の面積と、その土地の肥瘠関係による収穫量との因果関係を重視していることである。翁が文禄の検地方では、一反を縦五十間横六間を掛け合わせて得た三百歩と解している。毛見ばなしの中では、「一人一年ノ食料生ル地ヲ高一石ト云」(中略)とあり、面積については「竪三十間(一ヶ月ノ日数)横十一間(一年ノ月数)コレヲ懸ヶ合ワセテ三百六拾歩」としている。所謂文禄の検地(太閤検地)との差が六十歩あることになる。六十歩の歩数の伸びがあることになる。この歩数差についての説明は特になされていないが、面積よりも米一石の収量が、どの様な土地条件によって得られるかを重視していることが伺える。従来の田制では高一石に当る一反より収穫出来る稻五十束で糲四石が得られ、糲すりをして米二石となり、更に臼減を一割と考へれば、残りの米は一石八斗となり、是を三百六十日で割れば一日一人五合づ

となるとしている。但しこの二石の内一石は公用米となるが、農具料・肥料代として五斗引が認められ、残り五斗が税となる。公田に対し私田の分は結局一石の米と公田税餘の五斗と合わせて一石五斗となるが、更に此の一石五斗の一割一斗五升が課せられ、次の様に分類される。軍糧米五升・土地を治る人の給扶持五升・村里の入用五升で、これらの米を引くと残りは一石三斗五升と計算している。一斗三升五合の中より人食として一石差し引けば、残り三斗五升であり、これが生活を支える壳米となり、父母妻子を養い、家を修復したりする経費となる。これでは農をなす者の生活が成り立つていかなることになるため、農は雑穀生産にも力をいれなければならぬとしている。猶税米は極上米の初穂米と定められていた。然しこの上米を無事に作り出すことは「百年ニ一度ノ豊年ナラデハ」と、極めて稀なことであることも述べている。上納に備ずる米は、苗代より田に移してから親苗の穗が無事に熟す事が、平作と定めているが、先に述べたように土地の肥瘠・其の年の天候・手入れ等により、貢納として受け入れ可能の米は極めて少なかつたのである。

今通俗の田法書には高一石は、糲にして二石、米にして一石としている。然し延米・口米・小口米・藏前入用・傳馬給・六尺縫等の諸掛りが増え、農のとり分が極めて少なくなっている。この事については古今の田法をよくよく研究し農に当る者が豊かになる様に心懸けなければならない。其の為に田法の研究を怠つてはならないとしている。

## 二 落穂集（地方落穂集）

となるとしている。但しこの二石の内一石は公用米となるが、農具料・肥料代として五斗引が認められ、残り五斗が税となる。公田に対し私田の分は結局一石の米と公田税餘の五斗と合わせて一石五斗となるが、更に此の一石五斗の一割一斗五升が課せられ、次の様に分類される。軍糧米五升・土地を治る人の給扶持五升・村里の入用五升で、これらの米を引くと残りは一石三斗五升と計算している。一斗三升五合の中より人食として一石差し引けば、残り三斗五升であり、これが生活を支える壳米となり、父母妻子を養い、家を修復したりする経費となる。これでは農をなす者の生活が成り立つていかなることになるため、農は雑穀生産にも力をいれなければならぬとしている。猶税米は極上米の初穂米と定められていた。然しこの上米を無事に作り出すことは「百年ニ一度ノ豊年ナラデハ」と、極めて稀なことであることも述べている。上納に備ずる米は、苗代より田に移してから親苗の穗が無事に熟す事が、平作と定めているが、先に述べたように土地の肥瘠・其の年の天候・手入れ等により、貢納として受け入れ可能の米は極めて少なかつたのである。

『落穂集』は春木魯石（生年・没年不詳）の手になるもので、本文十三卷二六三項・追録一卷十四項目に及ぶ記録で、序文の年が宝暦十三（一七六三）癸未年孟春（正月の意）とあり、十三卷の大尾（終りの意）には安永七（一七七八）戊戌三月春木魯石とあることから、約十五年間に涉つての労作といえる。序文を次にかかげる。

夫 地方は聖人の法として井田をもつて元となす。往昔、君臣の楷定まりしより、文武両道を分かち、文官は内を司り、武官は外を治む。此の支流をして文家二十姓、武家八十姓を分下し、屯田の法を行ひ、東耕西收の務を励し、余分を貯へて飢饉兵乱の料に充つ。其の裔分別茂殖して、民間に下り、耕農を以て業とす。耕作を営む民を指して百姓とすと号す。今国々に郷士と称する農家多し。皆由緒正しき末葉なり。又百姓の内より士を出し、工商を分つ。都而武士百姓職人商人を束ねて四民と云ふ。凡そ人として衣・食・住の三つを離るるハなし。其の内に食を以て第一とす。既に百姓は農を勤めて外三民を養う。其の外宮殿樓閣館家民家に至るまで用る所の竹木茅繩等、或は金銀銅鉄錫鉛糸織物麻布木綿桑漆葦草等、都而土地より生する物、山野海川の產物共に民の手より出来、この三民是を以て今日家業を勤む。百姓は万代不易にして天下の根本なり。されば百姓の二字を御宝と訓ず。然らば士は亂を鎮め天下を平治し民をして安穩ならしむるの功三民に冠たり。爰を以て士農工商の楷あり。士は上に居て三民を司る。若賦稅徭役を重くする時は百姓疲勞す。百姓つかるる時は、作物実らず或は逃散して田畠荒野となる。然る時は外三民何を以て立つ事を得ん。古語に曰「財散する時は民集り、財集る刻

は民散ず」と言へり。されば民背く刻は天下穩ならず。只正税を納めしめて苦しめる事なきを地方の道とす。然る時は万代も尽くることなく戸賑ひ耕作の力足り五穀豊饒にして上に不足なく、下民不争四海平安なり。是を淳朴の世と云ふ。凡そ地方は廣無尽にして極りなし。悉く是を知る者稀なり。今此の書は縦に一・二を以て爰にしるす。寔に大田の落穂を拾ふが」とし。依つて題を「落穂集」と号す。然共此書を観味して郡國に至らば不中あたうといふとも遠からじ。只其前に至て能く土地の事を探り知り、其の民をして全く治るを地方の功者といふべし。

宝曆十三（一七六三）癸未年孟春（孟は始めの意）

この「落穂集」は隨庵の著書ではないが、「毛見ばなし」に出てくる田畠の善し悪しの見方・調べ方等について、記されているので一応紹介しておくことにした。

『落穂集』卷の一三項目目に「土の善悪を知る事」という事が書かれている。原文のまま記すと、

一、土地はいろいろにして悉く善惡あり。先づ畠を以つて申さば、いなで真土を上々とする也。土の色鱗香色にハ土細かにねばりありてかたまらず、しつとりとして潤ひ有り。肥を能く受け実りによし。次に真土を上と言ふ。土の性ねばり強く土堅き故に種物土に馴る事いなしより遅し。土をよくこなさねば、種もの塊に押さへられて生立ちに苦しむ。土荒き故いなご真土より日に通ざる也。こやしを多分入れば能く出来る土也。又へな真土あり。中土也。色青白也。土性堅くねばり強くこなれがたし。又野土に品々あり。黒野土よし。然れども土浅く

ねばりうすし。肥過分に入れば殊の外出来る土也。しめり有りて日負をす。山野土はよろしからず。其色赤く潤なくさらさらとしてねばりなし。赤野土にも少し黒めにて潤あるは又よし。黒野土に準ず。色ねずみ色にて灰の如くならば至つて悪し。土軽く風に吹き散らざる也。肥の性色にて実り繁る也。亦けとら土にて塊に毛の如き筋あるもあり。是は多く田に有り下の土也。其外土性色々有り。右に準ず。数多きがゆゑに大略を記す。とあり作の善し悪しは土の善し悪しによるとしている。このことは翁の毛見論と無関係の説でないので一応附記し、更に翁の毛見論にもどり、翁の説く「春法」について記することにする。

#### 春法

毛見ニ春法合毛ト言ハ古語ナリ。譬バ高一石此ノ反別一反石積リ、十ノ田ハ稻五十束ヲ刈出ス。古、是ヲ五十代田ト云フ。（石モリトハ石ツモリト云フコトナリ。其ノツヲ省キ石モリト云フ。）此ノ収穫糲四石、米石是ヲ三百歩ニ除ク。一步ニ初巻升三合三勺三才ニシテ六合六勺六才、若シ此ノ反歩ヨリ米貳石生ゼザレバ古人検地ノ節、石モリ十、高一石トハ定ラズ平均夫ダケノ穀ハ生ル。是ヲ三百歩ニ除ケバ（割ルコト）一步ニ糲壹升三合三方米六合六才トナル。則春法トハ糲ヲ米ニナスト云フワケナリ。（註 稲より収穫した糲を糲摺りをして玄米にした場合のこと）ことを言つてゐる。）古摺磨ニテヒクコトハセズ、皆白ニテツキタルユエ春ト云フ字ヲカキ春法ト云フ。因ツテ春法ノ唱ハ米ニ疑ナシ。

今毛見ノ法ニ一步（一坪）ノ米六合六勺ヲ春法ト唱ヘナガラ糲トナスハ訛リナラズヤ。然レドモ農者定免ニ隨ヒ毛見ヲ受ケズ貢納スルコト

ハ、税米五斗ヲ輸テモ收穫果シテ米ニ石生レ、則本法ノ如ク四分ノ一ノ  
税ニ當ルユエ差滞リハナケレドモ、若シ此ノ田ノ毛見ヲ受ルニ至ルトキ  
ハ、今ノ吏（役人）公私田ノ別アツテ、四分ノ一ヲ税トスルワケヲ知ラズ。  
五公五民トハ都而收穫ノ半バヲ税トスルモノト思ヒ、米ニ三石アル田ハ税  
米一石、又、一石生ルル田ハ五斗貢納スルハ当リ前ノ法ナルヲ、農ノ私  
得半分ヨリ餘石アルハ吏タル者知ラヌフリシテ許シオクナリト云ヒ、又、  
農モ收穫ノ半ヲ貢納スル定ナリト誤リ居ル故、毛見ヲ受ケテハ大間違ト  
ナルナリ。其ノ訳ハ内実一步糀壺升三合三才米六合六タ六才ハ、既ニ生  
テアル田ヲ毛見受ケノ内見帳ニハ根取五斗ナルヲ以ッテ、其ノ壺升三合  
三タ三才ノ正糀ニ拘ラズ糀六合六タノ毛ト書出ス。此ノ田ヘ糀ヲ入レ、  
アリノ併ノ米ヲ半分ニシテ税米ヲ輸スワケニナリテハ、家計ハナラヌト  
頻リニ憂ヒ、歩刈リスルニ至リ、穂ヲ泥中へ踏ミ込ミ、或ハ懷中へ隠シ、  
又、春法ノトキモ箕ニテ吹キコボシ、糀取（糀で米の取り高を量る役）  
ヘ賄ヲ贈リナドシテ、糀ニテ六合六タニ当ルヤウニ取り繕ヒ、毛見ノ役  
人其ノ村へ來ラントスル以前ヨリ、村中拳ゲテ鎮守ヘ祈リ、偏ニ税米ノ  
軽ランコトヲ願フノ外他念ナシ。村長ハ内見ノ偽リナルヲ見咎メラレン  
コトヲ畏レ、賄賂ヲイタシ厚ク供給ス。畢竟田制明ラカナラザルニヨリ、  
今ノ吏タルモノ五公五民ノワケモ曾<sup>カツ</sup>テ辨ヘヌ故收穫ノ半ヲ税納輸サスベ  
キヲ、農ノ私得其ノ実年貢ノ倍モアルハ、全ク知ラヌフリシテ許シオク  
ナリト下ヘ恩ヲウルノ心アリ。農モ亦收穫ノ半バヲ上ヘ取ルハ苛法ナレ  
ドモ古ヨリノ法ナレバ止ム事ヲ得ザルワケナリト思ヒ居ル故收穫ヲ掩ヒ  
隠ス事ヲ専ラトス。是上下相偽ルト云フベシ。因ツテ田制ノ本実ヲ上下

二会得サセ、毛見ノ内見ヲ改メ、正実ニ書キ出サセ、收穫ノ四分ノ一ヲ  
税納ヲ致サセタキ事ナリ。偶循吏（法に忠実でよく人民を治める役人○良  
吏）アツテ毛見取リノ苛キヲ憂ヒ農ヲ憐ムノ心ヲ抱テモ是又田制ノ本原ニ  
闇キ故苛法ト思ヒナガラ、俗法ノ誤リニ因循スルモ是非ナキコトナラズヤ。  
以上の様に翁は毛見について、貢納させる側と貢納する側の貢納に対  
する貢納額のきめ方や下見等について、共に正しい田制学によつていな  
い為に共に誤りをおかしていることについて、共に正しい田制学によつて  
勉強をすべきであるということについて、数字を挙げて述べている。一  
方魯石の落穂集卷三には委しく検（毛）見・立毛坪刈・坪糀春法等が書  
かれている。検見に當る者に対する心得書とも考えられる論書である。  
又裏返して検見を受ける農者の立場からすれば、検見に對する対応策を  
示唆している論とも見ることができる。一部を抜粋して参考の資料とし、  
検見に對する両者の掛けがどのように行われたかを知る上で興味があ  
る。（魯石は本来的には検見役人の心得として記している。）  
「田方検毛一件之事」という論の中で、検見は小検見・大検見の二通  
りがあり、小検見を先に行うべしとし、田毎に角々まで委しく吟味する  
として取箇の基本とすべきとしている。次いで田方立毛について、村中  
大小之百姓・組頭・年寄・名主立合にて坪刈し依怙<sup>エコヒイキ</sup>蟲肩無く下見をする  
こと。の二ヶ条が書かれその後文に具体的に検見の方法がヶ条書に委し  
く示されているのでその一部を引用すると、大方次の様な内容であると  
解することが出来る。

一、其ノ村ノ耕地ニ至リ候ハバ其ノ耕地ノ写承リ届帳面ニ引合ス可シ。

(中略) 先づ面積をすることを定めている。次いで、尤モ一耕地限二  
何方ヘノ目印ヲスベシ。左無クバ大耕地又ハ耕地数有ル所ナドハ、横  
道無ク村方ハ同ジ所工道ヲ引替ヘ引キ廻ス事モアルモノナリ。左無ク  
テウカト耕地ヲ変ヘタランニハ、方角ヲ失ヒ、心迷ヒアルモノナリ。  
自分ノ用心ナリ。惣而耕地ノ見分町歩ト帳面ノ惣町歩迄引キ合ワセ不  
定ノ分ヲ吟味スベキナリ。

一、検見ハ隨分心ヲシヅメ、歩行モユラリユラリト致シ、前後左右へ心  
ヲ配リ、立毛ト合毛何程増減有ルヤト積り見ルベシ。(中略) 下見ニ  
不同アレバ、百姓小前二年貢ノ不同出来、是ヨリ争論出入等オコルモ  
ノナリ。然ル時ハ検見掛リノ役人不調法トナル。

右の如く検見役人に対する心得が書かれているわけであるが、前文の大  
耕地或は數の多くのある場合の留意事項である。為政者に對して貢納者は  
少しでも作柄の悪い場所を見分させ、貢納分を少なくさせようとする

意図があるところから、惡意とは言えないまでも出来るだけ不作地の道  
を選び案内しようとしていることに対しての、戒めであり注意書であると考  
えられ、二項めの「ユルリユルリト歩行シ云々」についても同様の事が  
読みとれる。検見役人対農民の虚々実々の検見合戦とも言える一面をう  
かがうことが出来る。更に魯石は次の「立毛坪刈之事」として

一、検見ノ古法ハ朝露ノ乾キタル比出デ、日ノ七ツ(午後四時)ニハ引  
キ上ゲル也。是稻ニシメリヲ持チ、坪刈正道ナラザルヲ厭フ故也。坪  
刈ハ三々九段ニ刈ル也。是古法ナリ。然共時宜ニヨルベシ。

一、毛ノ有ル稻ヲ刈リテハ出懸ケ、又ハ、夕方、雨上リ等ニハ毛折兼々

合毛増スモノ也。無勘弁テハ百姓一樣ノ難儀ト成ル也。尤百姓ノ願有  
テ六ヶ敷成ル可シ。成ル丈ケハ毛ノナキヲ刈リ度キ事也。心得有ル可  
シ。(中略) 惣而坪刈リハ、其ノ田ノミナラズ、村中一体ノ出来ヲハ  
カルニアル事ナレバ隨分念人ルベキ事也。都而其田ノ一体ヲ見ナラシ  
中分ヲ以ツテ坪ヲ定ムベシ。上毛ノ中分、中毛ノ中分、下毛ハ下毛ノ  
中分ニテ刈ル時ハ一体中様ニシテ上下共ニ平ナリ。只吟味ヲ細ヤカニ  
シテ、百姓ノ工面横道ヲクワヌ様ニ心掛け、地方ヨリハ無理ヲセヌガ  
ヨシ。

以上魯石の検見についての心得書きを二ヶ条程抜粹してみたが、この  
ことに関するては、良吏の検見の在り方と考えられるが、隨庵(翁)は毛  
見ばなしの「文禄の制(古法)」を述べた後、今(嘉永年中?)と言ふ  
書出しで次の様に論じてはいる。(古法については長文の為今は略す)

今、田制ノ源ヲ知ラヌ俗吏ノ心ヲ評シテ曰豊年ニテ毛見ヲ受ケタル  
年ハ竿延モ有リ三四倍ノ収穫ニハ至ルベケレバ、家計トリ続キモナルベ  
ケレドモ、凶作ニテ毛見ヲ受ケ樹ヲ入レ五公五民ニ分ケ、延米・口米ヲ  
納メサセラレテハ甚ダ苛シキ法ニテ不便至極ナリ。サレバトテ私ニ格外  
ノ用捨モナシ難シ。ナルタケ寛キ樹ヲ切り毛見費用ノカカラヌ様ニト思  
フナリ。是ヨリ一等下リタル吏ハ、本来収穫ノ半バヲ取ルベキヲ、平年  
ニハ用捨シテオク故、凶年根取りノ通り税納ナシガタシトテ凶作ノ田ノ  
ミオロヌキ、毛見ヲ願フ上ハ、農者損毛ナルベケレドモ、上ニテモ損毛  
アル故両損ト云フワケニテ年柄ユ工不仕合ト思フベシ。サレバトテ収穫

ノ半バヲ取ル法ハ、我ガ邦ノ古法ナレバ用捨勘弁ナラヌトテ、樹ヲ中央

ノ処工切り、穂ヲ隠シ初ヲ箕ニテ吹出シ私スルヲ嚴シク改ルナリ。又、是ヨリ一等下リタル吏ハ収穫ノ半バヲ取ルハ古来ヨリノ法ナリ。然ルヲ平年知ラヌフリシテオクハ格別ノ恩義ナリ。然レバ大概ノ凶作ニハ縦令農者損アリトモ融通シテ貢納スベキハズナリ。然ルヲ願フ上ハ苛ク取りテモ道理タルベキヲ、中央ノ処へ樹ヲ入レ真半分ニ分ル上ハ隨分供給ヲ厚クシ、其ノ上謝物モ贈リテヨキ事ナリト恩ヲ負ハスルナリ。又、夫レヨリ下ノ吏ハ収穫ノ半バエ延米・口米ヲ加工テハ至ツテ苛シキ法ナリト云フワケニモ心ヅカズ、只何ノ訳ニモ心ヅカズ、ヒタモノ農ノ供給ヲ受ケ、賄賂ヲ貧リ毛見ヲ以ツテ遊興スルヤウニ思モアリ、嗚呼田制ノ明力ナラザル歎息アマリアリ。

農者ノ乏シキ訳ヲ知ラント欲セバ試ニ一反ノ田ヲ自ラ耕耘シ、二石ノ収穫ヲ一石年貢ニ納メ、其ノ餘ヲ諸掛リニ引キ、残ル米ヲ以ツテ肥・手間ヲ算シ差引ヲツケ損益ヲ試ミ知ルベシ。

右ハ其ノ郷ノ毛見ニツヒテ評スル処、公領ノ法ハ享保以來色毛取ノ法ニテ、年々毛見ノ上五公五民ニ分ル法タルヨシ。因ツテ凶毛ノ田ノミ撰テ毛見ヲ受ケルトイコトハナラズ。豊凶ノ作毛一般ノ毛見ナレバ猶更吉法ヲ知ラザレバ、上下偽リ終ニハ賂ノ行ハルノ基タルベシ。

この『毛見ばなし』は翁が晩年に脱稿したものと考えられ、最後に「愚

拙先年郡官（郡代カ）之節四分之一法ニ改正ノ事申シ出デタレドモ、執政（家老カ）ノ内兩人不承知ノ者有之ニ付、前文記為置候得共評決ニ不至處愚拙郡官ヲ除カレ夫レ切リニナル。但其ノ節ノ執政郡官皆死ニ壱人

モナシ。」とある。

翁の長期に涉る田制学研究の集大成とも言える著書として考えてもよいのではなかろうか。翁の著作の中では比較的頁数は少ないが内容の極めて濃いものである。ここで宝曆十三年（一七六三）に春木魯石の著書（筆写文）の『地方落穂集』の論を併列したかについては、両者が共に田制に係る説が酷似しているからであるが、魯石と隨庵との年代の差が約九十年程あり、徳川幕府もその三分の二を経た將軍家治の頃が魯石の時代である。魯石は『地方落穂集』十三巻の中で検地や検見に関する田制学的内容を、卷三に集約している。基本的には文禄時代の所謂太閤検地を重視している隨庵の場合、其の師は土浦藩の長島仁斉（慰信）と自認もし、仁斉の教えを大切にしているが、其れ以上に自学によるものが深く内蔵されていたことも又ゆるがし難い事実である。特に『古今田制通考』は十巻にも及ぶ田制学の研究所であり、ここに述べた『毛見ばなし』は、その一部分にすぎない。両者の論説は為政者と農者との立場から考察すると興味深いものがあるので、敢えてねり上げてみた。或いは学究の士であった隨庵が、魯石の落穂集を読んでいたのではないかなど推測したくなるような個所も數多く見られる。幕政時代農者の占めていた地位の重要さを改めて知らされた。両者の名著の一部を紹介し報告とする。

#### 参考文献

『毛見ばなし』 船橋隨庵著 京都大学蔵

『地方落穂集』 春木魯石著 新井二三四家藏 関宿城博物館寄託

その他船橋隨庵関係著作本 京都大学蔵